

MINORIWA施設利用規約

本規約は、三菱地所株式会社が運営するMINORIWA（以下、「当施設」といいます）の利用条件を定めるものであり、当施設を利用するすべての方（以下、「利用者」といいます）に適用されます。本規約の内容を十分にご確認・遵守いただきますようお願い申し上げます。

第1章 本規約の適用・利用目的・予約方法

第1条（本規約の適用および優先順位）

本規約は当施設の全ての範囲の利用に適用されるものとします。ただし、キッチンスペースを有する区画（MINORIWA Kitchen A・B、MINORIWA Studio、MINORIWA Lab A・B。以下、「キッチン」といいます）の利用にあたっては「MINORIWA キッチン利用規約」（以下、「キッチン規約」といいます）の定めを優先して適用するものとします。

第2条（当施設の利用目的）

当施設は、食品の製造・調理、料理教室、試食会、販売、各種イベント等の適法な用途でのみ利用できます。当施設の利用については、当施設が明示的に主催または共催する場合を除き、利用者が自己の責任において実施するものとします。利用者は、消費者、参加者、取引先その他第三者に対し、当該企画の主催者、販売者、提供者および問い合わせ先が利用者であることを明確に表示しなければなりません。

第3条（各スペースの利用目的）

当施設の各スペースの位置は別紙1、利用目的は（1）～（7）のとおりです。

（1）MINORIWA Field I・II

カンファレンスや各種イベントの実施を目的としたレンタルスペースです。当施設が取得している飲食店営業許可の客席範囲であり、飲食物の提供が可能です。

（2）MINORIWA Lounge

通常営業時間（平日10時から18時まで）は、「めぐるめくコミュニティ」（以下、「コミュニティ」といいます）の会員限定のラウンジスペースとして機能します。通常営業時間以外、コミュニティ会員以外でも使用可能であり、各種イベント実施を目的としたレンタルスペースとして機能します。当施設が取得している飲食店営業許可の客席範囲であり、飲食物の提供が可能です。

(3) MINORIWA Kitchen A・B

当施設が飲食店営業許可を取得しているキッチンスペースです。

(4) MINORIWA Studio

当施設が飲食店営業許可を取得しているキッチンおよびイベントスペースです。

(5) MINORIWA Lab A

当施設が飲食店営業許可、菓子製造業許可およびそうざい製造業許可を取得しているキッチンスペースです。

(6) MINORIWA Lab B

当施設が菓子製造業許可およびそうざい製造業許可を取得しているキッチンスペースです。

(7) Meeting Room A・B・C・D

各種ミーティングの実施を目的とした会議室です。当施設が取得している飲食店営業許可の客席範囲であり、飲食物の提供が可能です。基本的にはコミュニティ会員のみ使用できるスペースですが、Meeting Room Dについては、MINORIWA Fieldを利用する場合に限り、コミュニティ会員以外（ビジター）でも控室として利用可能です。

第4条（当施設の通常営業時間と各スペースの貸切り可能時間）

当施設の通常営業時間（スタッフ常駐時間）は平日10時から18時までとします。各スペースの貸切り可能時間については、平日・土日祝の8時から21時までとしますが、Meeting Room A・B・Cについては、平日の10時から18時のみ貸切り可能とします。なお、当施設の休館日は、年末年始、ゴールデンウィーク、お盆期間および当施設が指定する日とします。

第5条（予約方法等）

当施設の予約方法・利用料金等は別紙2のとおりとします。利用予約は、当施設が指定する予約方法により申込みを行い、当施設が承認することにより手続きが完了した時点で成立します。なお、利用者は法人または個人の事業者に限るものとします。

第6条（事前審査・ケータリング等の持込み）

飲食物の提供およびキッチンの利用を希望する利用者は、キッチン規約に基づく事前審査を受けるものとします。なお、当施設内の客席エリア（MINORIWA Field、MINORIWA Lounge、MINORIWA Studio）の範囲のみにおいて、外部の事業者（ケータリング、デリバリー等）が手配、調理した食品の持込み（以下、「ケータリング等の持込」といいます）を行うことが可能ですが、利用者がケータリング等の持込を行う場合は、食品製造に必要な許可を取得しているケータリング業者を利用しなければなりません。なお、当施設は、ケータリング等の持込に起因して発生した食中毒、アレルギー反応、その他一切の食品事故に関して、当施設の故意または重過失による場合を除き、当施設は一切の責任（損害賠償責任、被害者への示談交渉等を含む）を負わず、完全に免責されるものとします。

第2章 施設利用ルール

第7条（利用時間および入退室ルール）

利用時間には、搬入、準備、調理、清掃、原状回復、搬出から完全退室までのすべての時間を含みます。指定された利用時間を厳守し、当施設スタッフの案内に従い入退室を行ってください。

第8条（設備・備品の利用）

利用者は、当施設内の設備および備品を「善良なる管理者の注意義務」をもって安全に使用しなければなりません。厨房機器については、キッチン規約に同意の上、キッチン利用マニュアルに定める取り扱いを確認の上、適切な方法で利用するものとします。

第9条（事前の荷物送付）

当施設への事前の荷物送付は、次の条件をすべて満たし、当施設が事前に承認した場合に限り受け入れます。

- ・荷物には、利用日・利用者名・電話番号・イベント名・荷物の保管方法（常温品、冷蔵品または冷凍品）を明記すること。
- ・受け取り日時は「利用日前日または利用日当日の午前」（前日が休日の場合は「利用日の1営業日前の午前着」）を指定すること。
- ・荷物の個数は原則、5箱までとすること。
- ・冷蔵・冷凍品の送付については事前申請し、当施設の了解を得ること。
- ・当施設が指定する送付先住所宛てに利用者の費用と責任で送付すること。荷物の紛失、破損、温度変化、誤配送、その他の事故について、当施設は一切責任を負いません。

【送付先住所】〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-16 MINORIWA 2階受付

第10条（忘れ物・残置物の取扱い）

当施設内の忘れ物および残置物は、次のとおり取り扱います。

- ・持ち主が特定できない場合、衛生上の観点から、食品・調味料等の食材は当施設の判断にて廃棄処分とします。
- ・その他の物品については、貴重品（財布・金品・スマートフォン・パソコン等）を除き一定期間保管した後、持ち主が判明しない場合は、当施設の判断にて処分します。貴重品については、法令に従い、所轄警察署への届出・提出その他適切な方法により取り扱います。
- ・これらの処分に要した費用について、当施設は利用者に請求することができます。

第11条（利用制限と禁止行為）

次の項目に該当すると判断される場合、当施設を利用できません。予約成立後、または利用途中であっても利用中止とする場合があります。この場合であっても、当施設は利用中止とした理由を開示する義務を負わず、また、当施設の故意または重過失による場合を除き、損害の賠償はいたしません。

【利用制限の該当項目】

- ・ 予約内容または利用申込書等の提出物に偽りがあった場合。
- ・ 下記の禁止行為を行った場合、または当施設の注意・指示に従わない場合。
- ・ 当施設の設備を損傷または滅失するおそれがあると当施設が判断した場合。
- ・ 展示物、持込備品に可燃物が使用されている場合。

（不燃物の使用が原則です。多量の可燃物の持込みは禁止いたします）

- ・ 当施設の運営上、支障があると当施設が判断した場合。
- ・ 大規模地震対策特別措置法により、警戒宣言が発令された場合。
- ・ 関係諸官庁から中止命令または中止勧告・指導があった場合。
- ・ 暴力団関係者、その他反社会的勢力に属すると認められる場合。
- ・ 台風、豪雨、地震、停電その他の天災地変、感染症の流行、行政機関の要請・指示、ビル全体の閉鎖その他当施設の責に帰さない事由により、施設の安全な運営が困難であると当施設が判断した場合。

当施設内の設備・備品は、「善良なる管理者の注意義務」をもって安全に使用してください。以下の行為は禁止します。

【禁止行為】

- ・ 公序良俗に反する行為または風紀を乱すおそれがある行為。
- ・ 他の利用者その他の第三者の権利を侵害する行為。
- ・ 収容人員を超えて入場させること。
- ・ 申込内容を逸脱して使用すること。
- ・ 宗教に関する行為（勧誘を含みます）。
- ・ 当施設の設備を損傷または滅失するおそれがある行為。
- ・ ビル内入居者、来街者、他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがある行為。
- ・ 大音量の音楽再生や振動を伴う行為、騒音を発生させる行為。
- ・ 当施設外の共用部（廊下、エントランス等）での荷物の放置、たむろ、大声での会話等、他の利用者や近隣の迷惑となる行為。
- ・ 建物、付帯設備への釘、画鋲、ピン打ち等を行うこと。
- ・ 所定の場所以外で喫煙すること。なお、当施設内は禁煙とします。
- ・ 事前の申請内容と関係のない一切の飲酒行為。

- ・身体障害者補助犬以外の生体を持ち込むこと。
- ・当施設の利用権その他本規約上の利用者の権利の全部または一部、飲食店営業許可・製造業許可等の権利を、事前の承諾なく第三者に譲渡、転貸、または再委託すること。
- ・当施設の事前承諾なくして、販売行為、商品のサンプリングを行うこと。
- ・過度な営業勧誘、執拗な営業行為または迷惑となる勧誘行為を行うこと。
- ・ネットワークビジネスその他これに類する勧誘・営業行為を行うこと。
- ・他の利用者または当施設スタッフに対するハラスメント行為（身体的・精神的・言語的嫌がらせを含みます）を行うこと。
- ・コミュニティの秩序、信頼関係または健全な運営を損なう行為、その他当施設がコミュニティ運営上不適切と判断する行為を行うこと。
- ・著しい臭気または残臭を発生させ、他の利用者または施設運営に支障を及ぼす調理を行うこと。
- ・事前承諾のない危険物、引火物または爆発のおそれのある物品（カセットボンベ、スプレー缶など）、火器の持ち込み。
- ・他の利用者または当施設スタッフが特定できる写真・動画等を、本人の承諾なくSNSその他のインターネット上または印刷物等へ掲載すること。
- ・撮影にあたり、他の利用者の利用を妨げる行為、通路を塞ぐ行為、大型機材の使用その他施設運営に支障を及ぼす行為を行うこと。
- ・他の利用者の調理内容、レシピ、商品、試作品その他営業上または創作上の情報を、当該利用者の承諾なく撮影し、または公開すること。
- ・料理教室やイベントの利用において、販売目的で製造された食品以外の持ち帰りおよび第三者への配布。
- ・本規約に違反する行為。
- ・その他、当施設の運営上支障を及ぼす行為。

第12条（撮影および情報発信）

利用者は、当施設内で写真・動画等の撮影を行う場合、他の利用者および当施設スタッフのプライバシーに十分配慮するとともに、施設運営の妨げとならないようにしなければな

りません。また、利用者は、当施設が、広報、記録その他運営上必要な目的で、利用者の利用時間中においても、当施設内を撮影し、当施設の運営するウェブページやSNSに掲載する可能性があることを、あらかじめ了承するものとします。

第13条（利用前の確認事項）

次の項目については、予約の申込フォームより申告をしてください。当施設から指示があった場合には、その指示に従ってください。なお、当施設が事前に承認した場合は当施設にて事前に利用者の荷物の受け取りが可能です。荷物に盗難・破損その他損害が生じた場合、当施設の故意または重過失による場合を除き、当施設は一切の責任を負いません。

【利用前の確認事項】

- ・ 当日スケジュール
- ・ 事前の荷物持込
- ・ 機材の持込
- ・ 食材の持込、キッチンの利用内容、ケータリング利用ほか
- ・ 利用日当日のメディア取材の有無
- ・ 利用を希望する施設の備品

第14条（仕入品の販売）

利用者が、当施設外で製造および容器包装された食品を開封せずに当施設内でそのまま販売等を行う場合、利用者は次の事項を厳守しなければなりません。

- ・ 当該食品の製造拠点が、その食品の内容に応じた適切な営業許可を取得しているものであること
- ・ 食品表示法に基づいた「食品表示ラベル（一括表示）」が適切に貼付されていること
- ・ 関係法令に基づき、管轄保健所への営業届出等が必要となる場合があるため、事前に自ら管轄保健所へ確認の上、利用者の責任において必要な一切の手続きを完了すること

第3章 清掃と原状回復、即時利用停止等

第15条（清掃・ゴミ処理および原状回復義務）

利用者は、当施設内の清掃・ゴミ処理および原状回復について、次の事項を厳守するものとします。

- ・利用終了時まで、使用した調理器具および備品の洗浄・除菌、調理台および床等の清掃を完了し、当施設を原状回復するものとします。
- ・ゴミは当施設が定める分別ルールに従い正しく分別し、指定の場所に廃棄するものとします。
- ・調理で使用した油をシンク等の排水口へ流す行為は固く禁じます。廃油については凝固剤等を用いて適切に処理し、指定の場所に廃棄しなければなりません。
- ・当施設による原状回復の完了点検（以下、「完了点検」といいます）を受けるため、利用終了時刻の15分前までに原状回復作業を完了するものとします。当施設より指摘事項がある場合は、直ちに是正しなければなりません。
- ・完了点検において、著しい清掃不備、施設・設備・備品の破損もしくは紛失、または上記各号に違反した行為を行ったことに起因して当施設の設備・備品に不具合を発生させた場合、修理・交換工事等にかかる費用を支払わなければなりません。

第16条（利用時間を超過した場合の延長料金）

利用者は、利用時間を超過した場合、理由の如何を問わず、超過時間に応じた所定の延長料金を支払わなければなりません。なお、利用時間の超過により後続の利用者の利用に支障を及ぼした場合、利用者は、当施設が被った損害（逸失利益および後続利用者に対する賠償補填等を含む）を全額賠償する責任を負います。

第17条（即時利用停止および契約の解除）

利用者が本規約に違反した場合、または当施設のスタッフによる是正指示に従わない場合、当施設は、利用中であっても直ちに当施設の利用を停止させ、退室を命じることができるものとします。この場合、利用者は直ちにその指示に従って退室しなければならず、また、当施設は利用料金を一切返金しないものとします。

第4章 免責事項および事故発生時の対応

第18条（当施設の免責）

事故発生時の当施設の免責については、次のとおりとします。

- ・当施設において利用者が販売、提供または製造した食品に起因して、食中毒、異物混入、アレルギー反応、表示漏れ等の健康被害または事故が発生した場合、当該食品を販売、提供または製造した利用者は、自己の責任と費用において被害者への損害賠償対応、示談交渉、その他一切の紛争解決の手続きを行わなければなりません。これらの場合において、当施設の故意または重過失がある場合を除き、当施設は一切の責任を負わず、完全に免責されるものとします。
- ・当施設の利用中に発生した、利用者が持ち込んだ機材、展示物、貴重品その他の物品の盗難、紛失、または毀損等については、当施設の故意または重過失がある場合を除き、当施設は一切の責任を負いません。
- ・利用者、その従業員、委託先、または補助者等が当施設の利用中に負傷した場合、当施設の故意または重過失がある場合を除き、利用者の費用と責任において対応するものとします。

第19条（事故発生時の対応および協力義務）

事故発生時の対応および協力義務については、次のとおりとします。

- ・当施設の利用に関し、事故（その疑いを含みます）、施設・設備の破損が発生した場合、利用者は直ちに当施設が定める方法により、当施設へ報告しなければなりません。
- ・利用者は、当施設、保健所等の行政機関、または保険会社等が行う事故の原因究明調査、および食品の自主回収（リコール）作業等に対して、全面的に協力する義務を負うものとします。
- ・事故（食品事故およびその疑いを含みます）、健康被害、異物混入、顧客からの苦情、または行政指導その他当施設の利用に関連して第三者への公表が必要となる事象が発生した場合、利用者は速やかに当施設へ報告し、その指示に従って対応しなければなりません。

第5章 その他

第20条（個人情報）

当施設の運営者である三菱地所株式会社は、利用者の個人情報を、下記の個人情報保護方針に従って取り扱います。

<https://www.mec.co.jp/privacy/>

第21条（規約の改定・変更）

当施設は、法令の改正、社会情勢の変化、サービス内容の変更その他運営上の必要がある場合、本規約を変更することができるものとします。当施設が本規約を変更するときは、その効力発生時期を定め、かつ、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知いたします。

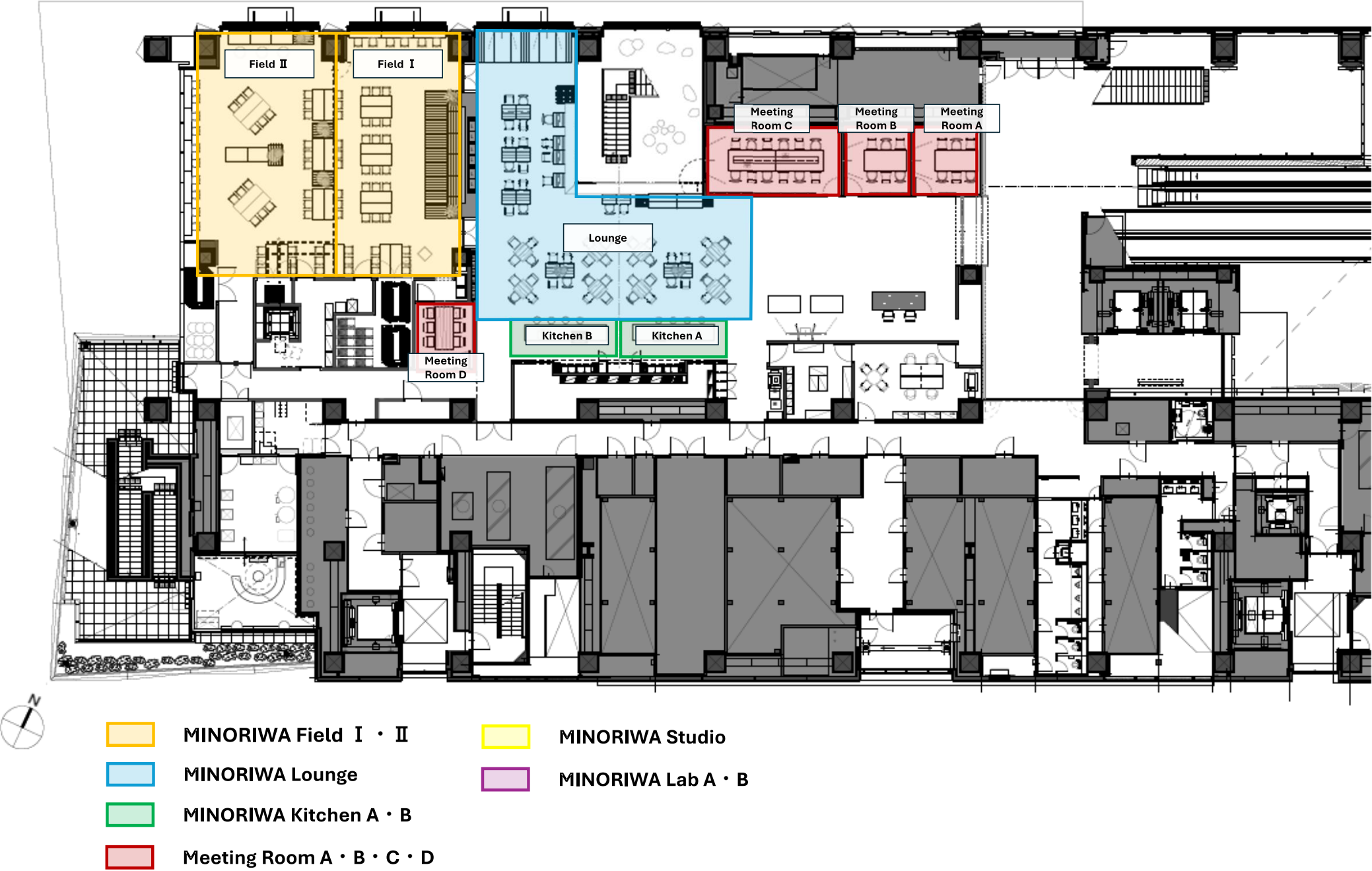
第22条（協議事項および管轄裁判所）

本規約に定めのない事項、または本規約の解釈に疑義が生じた事項については、当施設および利用者が誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとします。本規約または当施設の利用に関して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所を調停および第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

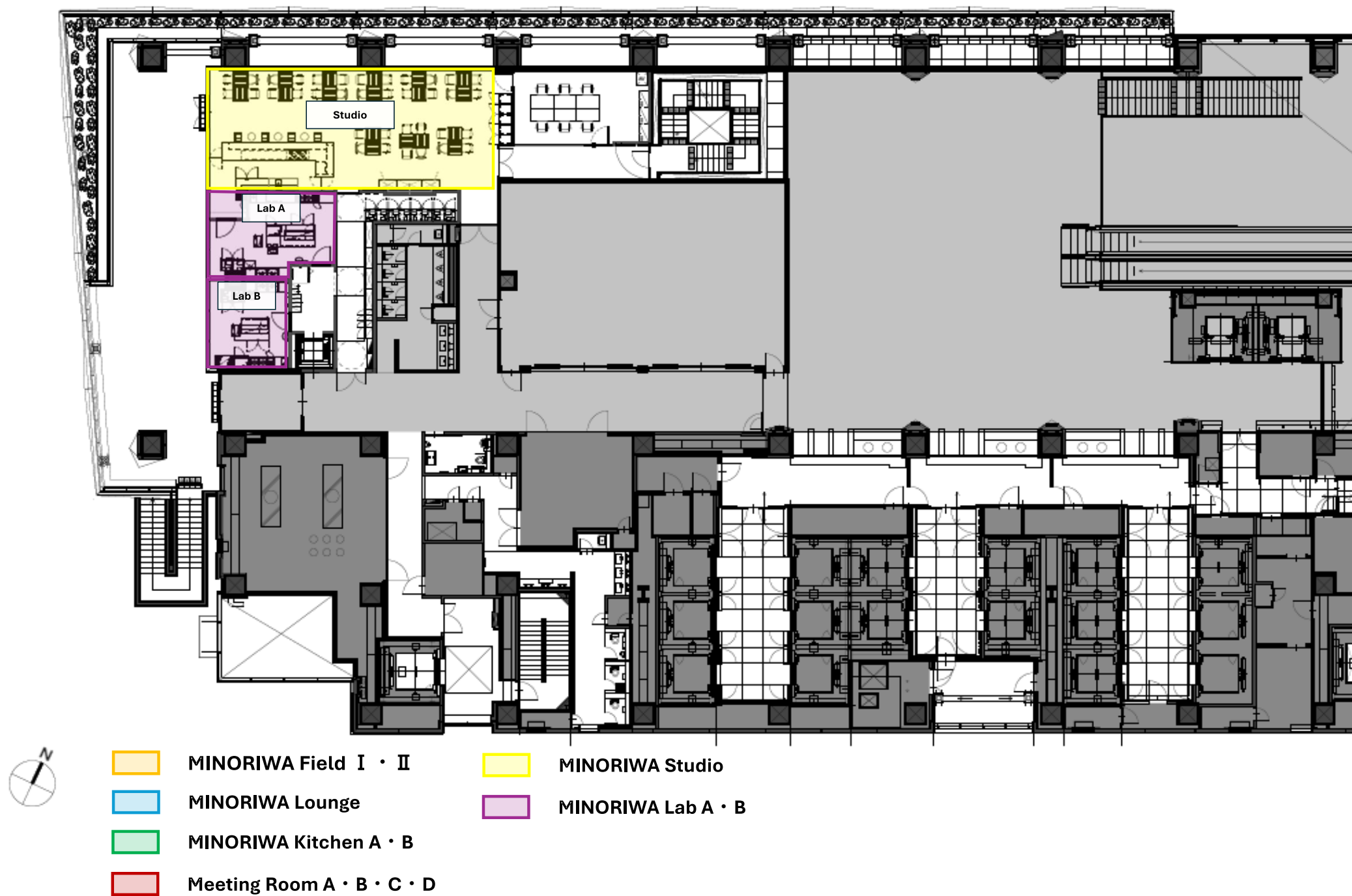
第23条（規約の施行）

本規約は、2026年8月31日より施行するものとします。

◆位置図（2階）



◆位置図（3階）



MINORIWA の予約方法について

○予約方法

- ① 予約の空き状況を下記連絡先にお問い合わせください。受付時間は平日 10 時から 18 時までです。
お電話：03-3287-3159
メール：minorowa_rental@mec.co.jp
- ② 当施設から所定のフォームをご案内しますので、必要事項を入力してお申込みください。
- ③ 当施設がフォームの入力内容に基づく審査を行います。審査期間は最大 20 営業日とし、審査結果を当施設より連絡いたします。この時点で予約確定とします。なお、審査の結果、利用をお断りする可能性があることをあらかじめご了承ください。
- ④ 施設利用の詳細について当施設スタッフと確認をお願いします。

○予約申込み受付期間

予約申込み受付期間は、原則として次のとおりです。なお、受付開始日・終了日が土日祝日・休館日に当たる場合は、その前営業日とします。

◆MINORIWA Field I・II、MINORIWA Lounge、MINORIWA Kitchen A・B、MINORIWA Studio、MINORIWA Lab A・B

属性	食品提供・キッチン利用	受付開始日	受付終了日
めぐるめくコミュニティ会員	無しの場合	利用希望日の 6 か月前の月初 ^{※1}	利用希望日の前月 14 日 ^{※2}
	有りの場合		利用希望日の前々月 14 日 ^{※3}
ビジター	無しの場合	利用希望日の 3 か月前の月初 ^{※4}	利用希望日の前月 14 日 ^{※2}
	有りの場合		利用希望日の前々月 14 日 ^{※3}

◆Meeting Room A・B・C・D

属性	受付開始日	受付終了日
めぐるめくコミュニティ会員	利用希望日の 6 か月前の月初 ^{※1}	利用希望日当日
ビジター	利用不可 ^{※5}	

※1) ご利用希望日が 12/15 の場合、6/1。

※2) ご利用希望日が 12/15 の場合、11/14。

※3) ご利用希望日が 12/15 の場合、10/14。

※4) ご利用希望日が 12/15 の場合、9/1。

※5) ビジターであっても、Meeting Room D については、MINORIWA FIELD I・II ご利用時の控室としてご利用いただけます。ご希望の場合は、MINORIWA FIELD I・II とあわせてご予約ください。

○各スペースの利用料金・設備等

	名称	面積（㎡）	最大席数（席）	通常営業時間（平日10時～18時）の利用料金（税抜）※1		付属品
				会員	ビジター	
2階	MINORIWA Field I	106.0	66	22,000円/時間	36,000円/時間	モニタ（8面マルチディスプレイ 計220インチ）、マイク、スピーカー
	MINORIWA Field II	122.7	66	20,000円/時間	30,000円/時間	150インチスクリーン、プロジェクター、マイク、スピーカー
	MINORIWA Field I・II 全面利用	228.7	145	33,000円/時間	50,000円/時間	上記一式
	MINORIWA Lounge	337.1	60	18,000円/時間※2	30,000円/時間※2	98インチモニタ+USBカメラ×2、マイク、スピーカー
	MINORIWA Kitchen A	—	—	10,000円/時間	16,000円/時間	3口IH調理器、冷蔵庫、製氷機、オーブンレンジ、食洗器
	MINORIWA Kitchen B	—	—	10,000円/時間	16,000円/時間	3口IH調理器、冷蔵庫、製氷機、オーブンレンジ、食洗器
	Meeting Room A	15.4	6	3,000円/時間	3,000円/時間※3	50インチモニタ、オンライン会議用スピーカー（マイク内蔵）
	Meeting Room B	15.6	6	3,000円/時間		50インチモニタ、オンライン会議用スピーカー（マイク内蔵）
	Meeting Room C	30.0	12	5,000円/時間		75インチモニタ+USBカメラ、オンライン会議用スピーカー（マイク内蔵）
	Meeting Room D	13.4	6	3,000円/時間		50インチモニタ、オンライン会議用スピーカー（マイク内蔵）
3階	MINORIWA Studio	110.2	30	10,000円/時間	30,000円/時間	手元撮影用カメラ、3口IH調理器、冷蔵庫、製氷機、オーブンレンジ、マイク、スピーカー
	MINORIWA Lab A	26.8	—	7,000円/時間	8,000円/時間	3口IH調理器、食洗器、冷蔵庫、オーブンレンジ、炊飯ジャー、スチームコンベクションオープン、プラスチックラ、真空包装機
	MINORIWA Lab B	21.0	—	5,000円/時間	6,000円/時間	2口IH調理器、食洗器、冷蔵庫、オーブンレンジ、スチームコンベクションオープン、真空包装機

※1 通常営業時間（平日10時～18時）以外は割増料金（上記の利用料金+20%）とします。
※2 MINORIWA Loungeは通常営業時間以外の時間帯のみ使用可能のため、割増料金を記載。
※3 MINORIWA Fieldご利用時の控室としてご利用頂く場合の料金。

○利用料金の請求・支払い

審査完了後、当施設が利用を承諾した時点で予約が成立します。予約成立後、当施設より利用者に対し、利用料金その他必要な費用に係る請求書を発行します。利用者は、請求書記載の支払期日までに、当施設が指定する方法により利用料金その他請求書記載の費用を支払うものとします。キャンセルその他の理由により、請求額の変更、追加請求または返金が生じる場合は、当施設が別途案内する方法により精算するものとします。

○キャンセル料金

キャンセル時期	MINORIWA FIELD I・II、MINORIWA Lounge、 MINORIWA Studio、MINORIWA Lab A・B	Meeting Room A・B・C・D
利用日の 45 日前	利用料金の 30%	
利用日の 14 日前	利用料金の 50%	
利用日の 3 日前	利用料金の 100%	
利用日の当日		利用料金の 100%

※キャンセル時点で発生している実費については、キャンセル料とは別に申し受けます。
※当施設から返金が発生する場合は、振込手数料は預り金から差し引いて返金します。

以上

MINORIWA キッチン利用規約

本規約（以下、「本キッチン規約」といいます）は、三菱地所株式会社が運営する MINORIWA（以下、「当施設」といいます）のキッチンスペースを有する区画（MINORIWA Kitchen A・B、MINORIWA Studio、MINORIWA Lab A・B。以下、「キッチン」といいます）をご利用いただくすべての皆様（以下、「利用者」といいます）が、安全かつ衛生的に施設をご利用いただくための専門的な利用条件および遵守事項を定めたものです。当施設の利用に関する MINORIWA 施設利用規約（以下、「施設利用規約」といいます）に加え、当施設で取得している営業許可の範囲内でのキッチンのご利用の際には、本キッチン規約が適用されます。食品衛生事故や設備トラブルを未然に防ぐためにも、本キッチン規約の内容を十分にご確認・遵守いただきますようお願い申し上げます。

第1章 本キッチン規約の適用と各スペースの利用条件

第1条（本キッチン規約の適用および優先順位）

本キッチン規約は、施設利用規約の個別規約であり、当施設で取得している営業許可の範囲内でのキッチンの利用については、本キッチン規約の定めを優先して適用するものとします。本キッチン規約に定めのない事項については、施設利用規約の規定を適用するものとします。

第2条（各キッチンで取得している営業許可および利用条件）

当施設では、各キッチンで取得している営業許可の種類が異なります。法令を遵守した上で安全な利用のため、各利用条件に従って利用してください。

【各キッチンの営業許可】

<2F> MINORIWA Kitchen A・B：飲食店営業許可

<3F> MINORIWA Studio：飲食店営業許可

MINORIWA Lab A：飲食店営業許可・そうざい製造業許可・菓子製造業許可

MINORIWA Lab B：そうざい製造業許可・菓子製造業許可

■飲食店営業としてご利用の場合

（MINORIWA Kitchen A・B、MINORIWA Studio、MINORIWA Lab A）

当施設内でのご飲食を前提とした食品の調理・提供、およびお弁当等のテイクアウト販売（注文を受けてから、その場で容器に詰めて渡す形態）が可能です。ただし、飲食店営業許可の範囲外の利用はできません（製造業許可に該当する利用など）。

■そうざい製造業または菓子製造業としてご利用の場合

(MINORIWA Lab A、MINORIWA Lab B)

当施設内で製造した惣菜・菓子・パン等は、施設内・外を問わず販売可能です。これには、当施設内で仕込みを行い、当施設外で仕上げ調理をする食品も含まれます。ご利用にあたっては、次の内容の遵守をお願いします。

- ・「そうざい製造業許可」「菓子製造業許可」の範囲外の利用はできません（飲食店営業許可に該当する利用など）。
- ・食品をあらかじめ包装して販売する場合は、食品表示法に基づく「一括表示」の貼付が必須です。原材料、アレルギー、保存方法、消費・賞味期限等を利用者の責任において正しく記載ください。
- ・当施設内ですべての工程（仕込みからパッケージ包装までの作業）を経て製造した食品に限り、食品表示ラベルの製造所として下記の名称を記載できます。なお、当施設外で仕込みや製造を行った食品を持ち込み、当施設内で仕上げ調理やパッケージ包装のみを行う場合、食品表示ラベルの「製造所」として下記の名称を記載することはできません。食品表示ラベル作成の際は、食品表示法に基づき情報を正しく記載してください。

【製造所名称】〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-1-16 貝印株式会社

※当施設の営業許可は、運営者である三菱地所株式会社より運営委託を受けた貝印株式会社が取得しているため、製造所名称には同社名を記載するものとします。

第3条（利用資格および事前審査）

利用者は、当施設のキッチンの利用申込にあたり、当施設指定の事前審査申込フォームに必要事項を入力の上、当施設の前審査を受けるものとします。食品の販売、飲食提供、食品製造等を行う場合は、許可証・資格の写しや計画書など当施設が指定する書類および資料等の提出が必要です。ただし、許可証・資格のない方で、調理・販売等の実績を有していると当施設が判断した場合はこの限りではありません（別の確認方法をもって代えることがあります）。なお、当施設は、利用者から提出された書類および資料等を審査のみに使用するものとし、審査の結果に関わらず一切返却しないものとします。利用可否の審査は当施設の基準に基づき、当施設が判断するものとします。利用者は審査結果に無条件に従うものとし、審査基準の開示請求または結果に対する異議申し立ては一切受け付けません。審査結果は、当施設が指定する方法により、当施設から利用者に通知します。

第4条（複数業種の同時利用禁止および時間帯分離ルール）

利用者は、当施設の同一のスペース内において、複数の営業許可（飲食店営業、そうざ

い製造業、および菓子製造業）に基づく調理・製造行為を同時に行ってはなりません。利用者は、申込にあたり、あらかじめ利用目的（飲食店営業、そうざい製造業、または菓子製造業）を指定して申し込むものとします。利用者が複数の利用目的（営業許可の業種）での利用を希望する場合は、異なるスペースを同時に予約するか、または同一のスペースの場合は利用時間帯を完全に分離した上で、予約手続きを行わなければなりません。

第2章 キッチンの利用ルールと禁止事項

第5条（厨房設備・備品の利用）

利用者は、キッチンの設備および備品を「善良なる管理者の注意義務」をもって安全に使用しなければなりません。また、キッチンの利用にあたっては、当施設が別途定める「キッチン利用マニュアル」に従うものとします。

第6条（キッチンにおける禁止行為）

利用者は、キッチンの利用にあたり、施設利用規約に記載の禁止行為を行ってはなりません。

第3章 衛生管理・安全管理

第7条（HACCP の考え方を取り入れた衛生管理）

食品を販売、提供または製造する利用者は、食品衛生法に基づく「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」を遵守しなければなりません。また、利用者は、当施設が指定する期日までに「衛生管理計画書」を提出するとともに、利用当日は「記録表」へ適切に記録し、利用終了時まで当施設へ提出するものとします。

第8条（アレルゲン物質の管理および交差汚染の防止）

利用者は、当施設内で販売、提供または製造するすべての食品について、次の事項を厳守し、完全な自己の責任においてアレルゲン管理を行うものとします。

- ・法令に基づく特定原材料が含まれる場合は、喫食者（提供された食品を口にする方）に対する正確なアレルゲン表示を行うか、または喫食者に対して対面で正確に説明・開示できる体制を適切に整備すること
- ・調理器具、食器および調理用設備を適切に使い分け、徹底した洗浄・消毒を行い、当施設内におけるアレルゲン物質の意図しない混入（コンタミネーション）を防止するために必要な一切の措置を講じること
- ・その他食品衛生法等関係省令により必要となる一切の措置

第 9 条（安全管理および火気の取り扱い）

利用者は、キッチンの利用にあたり、熱機器、刃物その他の厨房設備および備品を適切かつ安全に使用し、人身事故または火災等の発生防止に万全を期さなければなりません。また、利用終了時には、必ず「キッチン利用マニュアル」に従い、火の元および電気設備の電源がオフになっていることを確認するものとします。

第 4 章 清掃と原状回復、即時利用停止等

第 10 条（清掃・原状回復と実費請求）

利用者は、当施設内の清掃・ゴミ処理および原状回復について、次の事項を厳守するものとします。

- ・利用終了時まで、使用した調理器具および備品の洗浄・除菌、調理台および床等の清掃を完了し、当施設を原状回復するものとします。
- ・ゴミは、当施設が定める分別ルールに従い正しく分別し、指定の場所に廃棄するものとします。
- ・調理で使用した油をシンク等の排水口へ流す行為は固く禁じます。廃油については、凝固剤等を用いて適切に処理し、指定の場所に廃棄しなければなりません。
- ・当施設による原状回復の完了点検（以下、「完了点検」といいます）を受けるため、利用終了時刻の 15 分前までに原状回復作業を完了するものとします。当施設より指摘事項がある場合は、直ちに是正しなければなりません。
- ・完了点検において、著しい清掃不備、施設・設備・備品の破損もしくは紛失、または上記各号に違反した行為を行ったことに起因して、当施設の設備・備品に不具合を発生させた場合、修理・交換工事等にかかる費用を支払わなければなりません。

第 11 条（利用時間を超過した場合の延長料金）

利用者は、利用時間を超過した場合、理由の如何を問わず、超過時間に応じた所定の延長料金を支払わなければなりません。なお、利用時間の超過により後続の利用者の利用に支障を及ぼした場合、利用者は、当施設が被った損害（逸失利益および後続利用者に対する賠償補填等を含む）を全額賠償する責任を負います。

第 12 条（即時利用停止および契約の解除）

利用者が本キッチン規約に違反した場合、または当施設のスタッフによる是正指示に従わない場合、当施設は、利用中であっても直ちに当施設の利用を停止させ、退室を命じることができるものとします。この場合、利用者は直ちにその指示に従って退室しなければならない、また、当施設は利用料金を一切返金しないものとします。

第5章 その他

第13条（個人情報）

当施設の運営者である三菱地所株式会社は、利用者の個人情報を、下記の個人情報保護方針に従って取り扱います。

<https://www.mec.co.jp/privacy/>

第14条（規約の改定・変更）

当施設は、法令の改正、社会情勢の変化、サービス内容の変更その他運営上の必要がある場合、本キッチン規約を変更することができるものとします。当施設が本キッチン規約を変更するときは、その効力発生時期を定め、かつ、本キッチン規約を変更する旨および変更後の本キッチン規約の内容並びにその効力発生時期を、インターネットの利用その他の適切な方法により周知いたします。

第15条（協議事項および管轄裁判所）

本キッチン規約に定めのない事項、またはこれらの規約の解釈に疑義が生じた事項については、当施設および利用者が誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとします。本キッチン規約または当施設の利用に関して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所を調停および第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第16条（規約の施行）

本キッチン規約は、2026年8月31日より施行するものとします。